

寺・唐招提寺・西大寺・東大寺などの諸大寺が含まれていた。ただ、本善寺住職の奈良県に提出した願（明治八年五月十八日）などの史料から、真宗は中教院詰の僧侶をおき、その組織に組み込まれていたようである。

その後、明治八年神仏合同布教は禁止となり、各宗が個別に各宗中教院に類する組織を設けることになった（『備録一弘』「轉輪王講社開設に関するノート」『天理教学研究』第三十二号 平成四年）。

第三節 文明開化の世相

1 学校のはじまり

維新 明治維新とともに、新政府の学事奨励もあって、大和では学校の開設があいついだ。各藩では藩
奈良の教育 校の充実や新設がみられ、明治元年（一八六八）に柳本藩明倫館（のち『善館』）、田原本藩明倫館（善館）、小泉藩
修道館、櫛羅藩藩立学校が開設されたほか、すでにあった郡山藩総稽古所は同二年（一八六九）に敬明館（翌年『塾士』と改称）となり、芝村藩遷喬館も同三年（一八七〇）に明喬館と改め、新たに同年、高取藩明倫館と柳生藩修文館が開かれた。後
者の柳生藩修文館は、この年二月に添上郡柳生村に設立され、教授の長谷川雲外らが藩士卒の子弟の教育にあたっ
た。通学生は三〇人で、漢学を中心に国学や洋書の翻訳書などを教え、学費はすべて藩から支弁されたとい
う。（『日本教育史資料』） これらの藩校は翌四年（一八七二）の廃藩置県で廃校となる。

これよりさき奈良では、明治元年、奈良奉行所の廃止にともない、同講学所「明教館」が廃校となり、私塾明教

舎として存続することになった^(後述)。また同年二月、興福寺僧有志が宝蔵院を学舎に文武館を設立し、文武両道を教えている。総督には花林院が任じられ、武館では剣術と槍術を、文館では国学や漢学を教え、「明教館」の第三代教授であった佐々木育輔(西里)・竜太郎(東里)父子らが指導にあたった。入門者は四〇歳以下の子弟に限られ、血判で入門書に署名するのがならわしであった。その後、文武館は同四年九月、県学校に再編され、翌五年(公三)一月からは婦女子の入学も許し、また県令や参事からは洋書の翻訳書や地図の寄贈をうけるなど^(『新新聞』、第一号)、文明開化期を反映して洋学にも力を入れていたようである。

いっぽう、庶民教育の中心である寺子屋もさかんで、文部省が明治十六年(公三)に全国各府県に命じた旧幕時代の教育史料調査^(『日本教育史資料』)でも、明治初年に大和一国で寺子屋の総数が三〇八を数えるなどかなり普及していたことがうかがえる。ただ奈良町や添上郡の大半がこの調査から漏れていたものでその実態はよくわからないが、奈良町周辺の添上郡古市村の有隣堂^(弘化三年)、添下郡齋音寺村の三省堂^(慶応二年)、押熊村の勤成堂^(安政元年)、中村の山上堂^(天保四年)、同村の藤木堂^(天保七年)、小和田村の狩山堂^(明治元年)などの寺子屋の名称があがっている。これらの指導者はほとんどが僧侶であり、いずれも同五年ごろには廃校となっている。

こうしたなかで、私塾明教舎の設立は注目される。明教舎は、前述したように奈良奉行所の講学所「明教館」を改編したもので、同校第三代教授であった佐々木育輔(西里)がその存続を願い出て私塾として再出発することになった。当時の授業内容など詳しいことはわからないが、西里父子は文武館に出講しており、明教舎の講義はその暇に行われたらしい。また明治五年、県に提出した「口上書」によると、明教舎は経済的に相当困難であったが当時の県学校の補助的役割を担っていたといわれており、後述の北袋町小学校ではないかといわれている^(笹田治人「幕末の奈良の教育について」)。しかし、明教舎はその後私塾としての道をあゆみ、同十四年(公二)十月、西里の死去とともにそ

の子東里に受け継がれ、校名も「守徳舎」と改称したが、五年後の同十九年（一八八六）に廃校となった。

私小 学 校 明治五年（一八七二）にはいると「学制」の発布がちかづき、私塾の設立許可もさかんで、その監督の開 設 にあたった地方官は小学校の開設をいそいだ。同年四月、奈良町の有志が資金を出し合って、中院町極楽院跡と北袋町旧明教館跡の二か所に私小学校を設立することになり、翌五月一日から開校している。『日

新新聞』第二号（明治五年五月）は、

奈良市中有志ノモノヨリ私小学校取建ヲ願出、中院町極楽院北袋町旧学校所ニケ所エ小学御取設ニ相成、五月朔日ヨリ開校アリタリ、十條ノ畧則アリ畧之

と伝えている。同時に県当局からは町内にそれを告示する布令書（『日新新聞』第二号掲載）も出されている。

これらの私小学校は、寺子屋を基礎に町の有志によって自主的に運営されたもので、佐々木育輔（西里）、立花英二、桜井文龍、中九郎右衛門、堀川庫治、堀川慶造などかつての寺子屋や私塾の教師たちが指導にあたり、奈良町北部の第一小区と等三小区の者は北袋町小学校に、南部の第二小区と第四小区の者は中院町小学校へ通学することになった。また学校の諸規則については、さきの『日新新聞』第二号の「十條ノ畧則」すなわち、「私小学畧則」（水原正雄（家文書））によってその大要を知ることができる。

私小学畧則

第一條 男女トモ士農工商ニ限ラスオオヨリ入学ヲ許ス、尤秀才^{えいさい}穎悟ノ者此限ニアラズ、墨及ヒ佗ノ器用ハ自弁ニシテ別ニ
当分ノ間一人金壹朱ノ謝義ヲ納ムベシ、極貧ノ者ハ此限ニアラズ

附リ、入学ノ節世話人ノ指揮ヲ受クベシ

第二條 入門ノ節学則ヲ篤ト熟覽シ、違背セサル趣ヲ書中ニ認ムベシ

附リ、怠惰放恣^し學則ヲ紊^{みだ}リ教師ノ教ニ背キ説諭再三及モノハ級ヲ下スベシ

第三條 四項ノ學課ヲ立テ、四級ニ分チ習熟優劣ヲ試験シ、位次登進スベシ

第四條 困窮ニシテ書籍買求メ難キモノハ貸渡シ申ベシ

附リ、書籍及ヒ障子疊等破損スル者ハ償ハシムベシ

第五條 教師始メ其他ノ者エ私ノ謝儀ニ不及、私謁^{えつほうしよ}苞苴^{ほうしよ}ヲ受ケ候モノハ官ニ請テ督責スベシ

第六條 教場内貴賤長却ヲ論セス芸術ノ優劣ヲ以テ上下ヲ分リ

第七條 朝八字ヨリ夕四字迄終業ノ時間トス

第八條 毎月朔日全日 六日 十一日 十六日 廿一日 廿六日 半日休日課トシテ、六日 十六日 廿六日清書日トナス

附リ、朔日 十一日 廿一日 区内戸長副伍頭百姓代各々エ官ヨリノ布告講スベシ

第九條 生徒ハ礼儀信実ノ行ヲ守リ汚穢ノ所業アルベカラス、教師ノ教訓ニ従ヒ専ラ自己ノ課業ヲ勤メ可申事

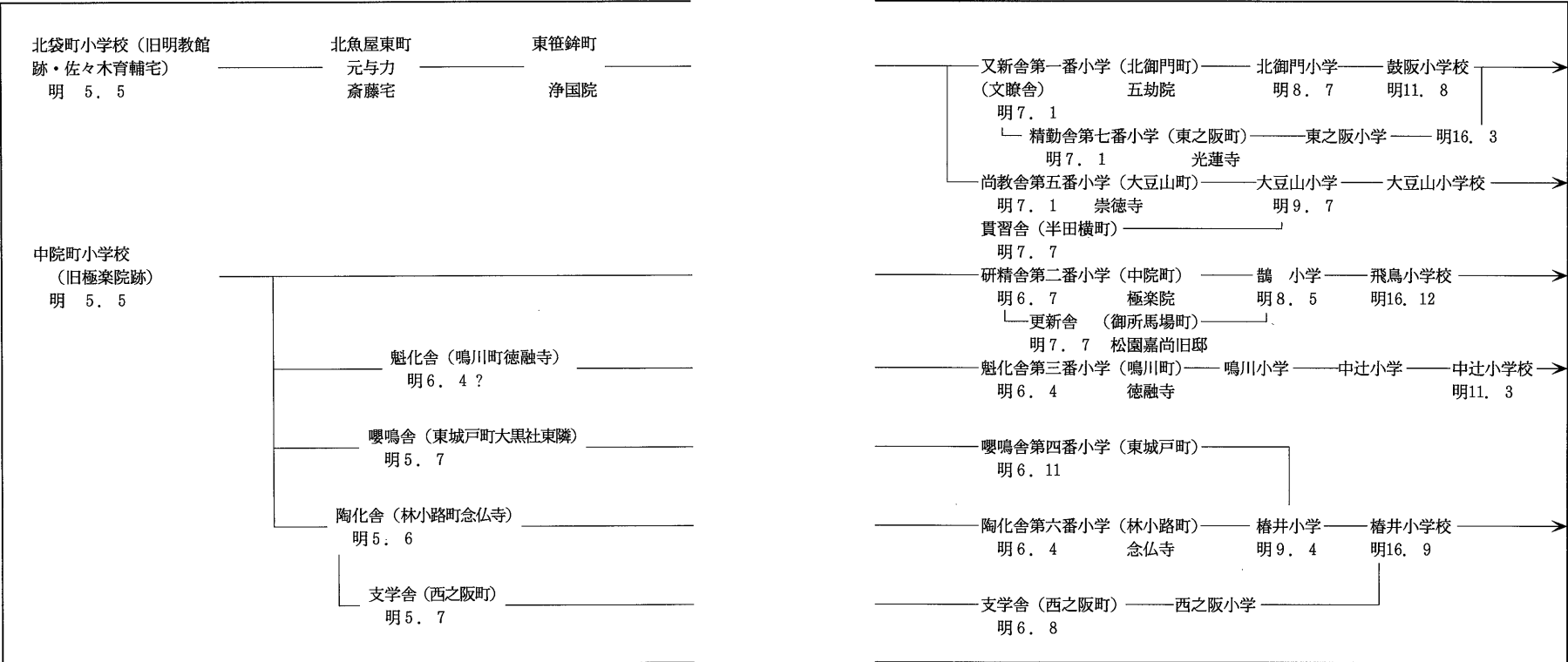
第十條 學校出入ハ明細書ヲ以奉伺取計候様可仕候事

この「私小學校則」によると、男女とも八歳から入学を許し、筆・紙・墨などの用具は自弁で、月謝は一人一朱を納めた。学科は習字・素読・暗読・算術の四科目とし、初級・三級・二級・一級の四段階に分けて教育がはじめられた。

こうした私小學校や私塾などは「學制」以後もしばらく続いたが、これらに対する監督が公立とほとんど変わらなかったこともあって、しだいに公立學校に切りかえられていった。この間の詳細は不明であるが、「學校」(藤田)によると、この二つの學校でも生徒数の増加によって分校の設置やより広い場所への移転をうながし、北袋町小學校は、当時教員の佐々木育輔(西里)宅のあった旧學校跡から五軒屋敷の元与力斎藤宅に移転し、さらに笹鉾町淨

第一章 明治維新と奈良

表7 明治初年の奈良の私小学校と「学制」以後の奈良の小学校



* この表は藤田文庫「学校」・『日新記聞』・各学校沿革史をもとに作成した。とくに北御門町五劫院の第一番小学は、学校沿革史など地元史料や藤田文庫、『奈良新聞』大正11年10月30日付記事「学制発布五十年」では又新舎となっているが、県に報告されている「明治八年 第三大学区管下公学校表」(『奈良県行政文書 明治九年全十年官省諸達並指令綴』)では文瞭舎となっている。この表では又新舎としたが、今のところ

この異同を説明できるだけの明確な史料を持ち合わせていない。おそらく「学制」以後の第一番小学は又新舎であったが、その後、一時文瞭舎とよばれた時期があったのかもしれない。
* 創立年月は史料によって異同があり、基本的には学校沿革史に基づいた。

からも学校開設を願ひ出る声はしだいに高くなった。『日新記聞』第三号(明治五年六月)には、「此節村々ヨリ追々小学校取建ヲ願出ルヨシ、官ニ於テ其指揮運為ノ宜ヲ得ハ追々盛ニナルベシ」とその様子を伝えている。こうしたなかで、同五年八月、県では「学制」にさきだち、「奈良県就学告諭」(「奈良県布達」第百四十八号)を発し、学校の設立と子弟の就学を奨励したことは注目されよう。

国院へ移った後、明治七年(公西)一月、北御門町の五劫院にかわったという。また中院町小学校は、同五年六月、漢国町念仏寺に分校をおいて陶化舎とし、翌七月にその支舎として西之阪町に支学舎をおいた。また同月、東城戸町大黒社東隣に分教場をおき嚶鳴舎と呼んだほか、鳴川町徳融寺にも分教場をおいたというが、これらいずれの学校も「学制」以後の小学校の基礎となっていくのである(表7)。

このころになると、奈良町だけでなく、県下の村々

「学制」発布と 明治五年（一八七二）八月、「学制」が発布され、「必ず邑ニ不学
学校の成立 ノ戸ナク、家ニ不学ノ人ナカラシメンコト」（太政官布告第二一四
号「学事奨励」に関する被仰
出書）を期して近代的な学校制度がはじまった。

「学制」では、地方行政組織とは別に学区組織を編成し、全国を八大学区に分け、一大学区を三二中学区、一中学区を二一〇小学区とし、それぞれ中学区に一中学校、小学区に一小学校をおいた。奈良県は大阪府を本部とする第四大学区に属したが、翌六年（一八八三）四月に第三大学区（大阪府が本部）に変更された。中学区は大阪府・京都府・兵庫県・奈良県の順に番号がつけられ、奈良県は第十三・十四・十五の三中学区とされた。ついでこの中学区を人口約六〇〇人を基準とする小学区に分け、合計六八五小学区を設けた（表8）。この小学区に対して中学区ごとに一連番号をあたえ、たとえば添下郡藤木中村校（現奈良市立富雄南小学校）の場合は、「第三大学区第十三中学区第六十番小学」と呼んだ。この小学区は六年八月に確定し、学校の設立はそれに基づくようにと県から達しが出ている

（奈良県布達
第四六五号）。

こうして奈良は、第三大学区第十三中学区に属することとなり、小学区も第一番小学から第七番小学までが設けられ、従来からあった学校は、公立小学校として再出発することになった。すなわち、第一番小学というのは、北御門の五劫院を仮校舎とする又新舎であり、ついで中院町極楽院の研精舎第二番小学、鳴川町徳融寺の魁化舎第三番小学、東城戸町の嚶鳴舎第四番小学、大豆山町崇徳寺の尚教舎第五番小学、漢国町念仏寺の陶化舎第六番小学、

表8 奈良県の学区

大学区	中学区	郡			小学区	人口
第3大学区	第13中学区	添上 平群	添下 山辺		250	424,476
	第14中学区	葛下 式上	広瀬 式下	十市 宇陀	216	
	第15中学区	高市 智	忍海 吉野	葛上	219	

『奈良県教育八十年史』による。

第一章 明治維新と奈良

表9 明治8年(1875) 奈良および周辺の小学校

名 称	位 置	創立年月	備 考
又新舎	奈良・北御門町 五劫院	明7. 1	★文瞭舎とあり
精勤舎	東之阪町 光蓮寺	7. 1	
尚教舎	大豆山町 崇徳寺	7. 1	
貫習舎	半田横町	7. 7	
研精舎	中院町 極楽院	6. 7	
更新舎	御所馬場町 松園嘉尚旧邸	7. 7	
魁化舎	鳴川町 徳融寺	6. 4	
嚶鳴舎	東城戸町	6. 11	
陶化舎	漢国町 念仏寺	6. 4	
支学舎	西之阪町	6. 8	
自立舎	添下郡鳴川村 (村会所)	7. 5	6. 5 二一小区小学 7. 4 四八番小学 5. 11の私小学
光栄舎	須川村 薬師	7. 3	
切問舎	狭川村	★7. 5	
好問舎	大柳生村	6. 8	
求仁舎	阪原村 旧十輪寺	7. 3	
尋文舎	邑地村 安楽寺	7. 3	
懋哉舎	下丹生村 平等寺	7. 3	
近思館	水間村	6. 11	
慎始舎	忍辱山村 薬師院	7. 3	
盛文舎	茗荷村 念仏寺阿弥陀堂	6. 5	
広文舎	古市村 (民家)	5. 8	
明新舎	鹿野園村 梵福寺	7. 3	
文明舎	藤原村 (民家)	7. 3	
栄文舎	高樋村 (民家)	7. 6	
観光舎	今市村 地藏院	7. 11	
文勇者	北永井村 祐楽寺	7. 4	
明義舎	西九条村	7. 4	
盛明館	大安寺村	8. 6	
信教舎	法華寺村 海龍王寺庫裏	7. 10	
成思舎	添下郡五条村 唐招提寺蔵松院	7. 1	
汎愛舎	疋田村 常福寺仏堂	7. 3	
佐紀館	超昇寺村	7. 1	
専精舎	山陵村	7. 3	
盛進舎	脇寺村 靈山寺不動院	7. 2	
修善舎	大向村 法蔵寺	7. 2	
清明館	二名村 杵築神社薬師堂	7. 2	

注 この表は各学校沿革史をもとに作成した。ただし、一部については「明治八年 第三大学区管下公学校表」(『奈良県行政文書 明治九年全十年官省諸達並指令綴』)より補い、★印をつけた。

東之阪町光蓮寺の東之阪第七番小学精勤舎と、いずれも同六年から翌七年にかけて設立された(表7)。

当時の学校はほとんどが寺院を使用し、その経費は民費でまかなうことを原則としたため、授業料も有料のところが多く、ほとんどのところが月六銭二厘五毛（ただし師範学校附属小
学校は月一二銭五厘）であった。そして同五年九月の「小学校則」に基づき、小学科は上下二等に分け、これをさらに各八級に区分し、各級の授業期間は六か月、一週六日、一日五時間制で、学齢は六歳から一三歳までの八年間とし、下等小学は六歳から九歳まで、上等小学は一〇歳から一三歳までとした。このほか教科を配当したり、教科書をきめるなど教則・校則を定め、学区取締りにおいて学校事務のいっさいを監督した。また最初の学区取締りには千載傳吉が任命された。

まもなく、明治七年七月、研精舎小学の分校である更新舎が御所馬場町松園嘉尚旧邸に、また尚教舎小学の分校である慣習舎も同月に半田横町にそれぞれ設立された。すでに同六年八月に西之阪町に陶化舎小学の支舎である支学舎が設立されており、これらを合わせると、当時の奈良には一〇小学があったことになる（表9）。

明治八年（八七）になると、それまで番号や学舎名で呼ばれていた学校名が、もっぱら地名で呼ばれるようになった。奈良では、又新舎第一番小学は北御門小学となり、その支舎であった東之阪第七番小学は東之阪小学となった。また研精舎第二番小学は更新舎と合併して鵠小学となり、魁化舎第三番

表10 明治10年（1877）の奈良の学校

名 称	位 置	教場数	教員数		生徒数		連 合 町 村 数
			男	女	男	女	
北御門小学	北御門町	7	7		137	116	押上町ほか21か町村
鵠 小 学	中 院 町	7	5	1	178	141	高畑村ほか63か町村
中 辻 小 学	中 辻 町	5	4	1	134	112	中辻町ほか42か町村
椿 井 小 学	椿 井 町	7	5	1	151	104	椿井町ほか42か町村
大豆山小学	大豆山町	6	6		124	134	大豆山町ほか43か町村
西之阪小学	西之阪町	3	1		20	23	西之阪町
東之阪小学	東之阪町	1	1		17	6	東之阪町

旧『奈良市史』による。

小学は鳴川小学となり、さらに中辻小学となった。

ついで九年（一八七六）四月、奈良県は堺県に合併されたが、陶化舎第六番小学が漢国町から椿井町に移転し、東城戸町にあった嚶鳴舎第四番小学を合併して、同月に椿井小学となり、西之阪町の支学舎西之阪小学をそのまま分校とした。また尚教舎第五小学は半田横町にあった慣習舎を合併して大豆山小学となり、同年七月、大豆山突抜町に開校した。

こうして明治十年ごろには、かつて一〇校あった学校が七校に統合され、奈良の初等教育の第一歩が築かれた（表10）。ちなみに、当時の奈良の学齢人口は二六七〇人（男一四〇三人、女一二六七人）に対して七校の就学人数は一三九七人（男一六六八人、女七二九人）で、就学率は五二・三％と高い率を示した。この数字は当時の奈良県全体の就学率にほぼ近い数字である（表11）。

その後、明治十一年（一八七八）八月、北御門五劫院にあった北御門小学は「追々破損箇所不尠且日々生徒増員教場不都合」（『藤田文庫』）となって廃止されることになり、東大寺塔頭総持院内の民家に鼓阪小学校が開校した。

最初の新築学校 ところで、奈良ではじめて新築された学校は、奈良椿井町の酒造業菊屋長左衛門の屋敷跡に建築された椿井小学である。この学校は、椿井町ほか四三か村が連合協議して建てたもので、西洋風

木造二階建二棟・平屋一棟からなる当時とし

ては随分ハイカラな校舎であった。戸長役場

も兼ね、明治八年（一八七五）九月に竣工し、翌

九年（一八七六）四月に開校したが、開校式には

時の堺県令税所篤が出席している。

表11 奈良県の就学率

年次	学齢人口	学齢就学人数	学齢外就学人数	学齢就学率
明治七年	五、三六	二七、〇六	一、三三	五・七％
明治八年	五、二九	二六、六九	三二	五・五％

『奈良県教育八十年史』による。

この校舎建築にかかった費用は、総工費三〇六四円四六錢二厘八毛、その他の経費二二二九円三三錢二厘八毛で、寄付や個人からの借入もあったが、ほとんどが校区からの負担であり、町の積立金を充てたところもあったが、町の会所を売却してその代金を充てるところも多く、第四小区の町内では会所のないところが多かったという（藤田文庫「学校」）。

起 工 明治八年春

工事請負者 角振新屋町 大工 符阪八平

竣 成 明治八年九月

正面二階建 二階ニ掲ケタル扁額椿井小学

筆 者 日下部鳴鶴東作書

開 校 式 明治九年四月

学区取締 中御門胤隆 元衆徒前春日新神司

建築委員 松田嘉平 森田藤治郎 橋井善二郎 上沢晋 元衆徒旧姓井ノ坊

金沢昇平

椿井小学校建築費負債總計算表

一金 貳千七百八拾貳円

大工符阪八平建築請負総額

一金 八拾五円 敷地買入代価

一金 百九拾七円四拾六錢二厘五毛

右運送賃普請小屋入費其他色々

小計 金參千六拾四円四拾六錢貳厘八毛

一金 四拾四円九拾九錢七厘五毛

正副戸長並ニ周旋方集会費大工方祝儀

一金 參拾壹円拾八錢九毛

開校式諸費

一金 拾五円五拾錢

元正副戸長学区取締周旋方度々集会普請中結合諸費

小計 金九拾壹円六拾七錢八厘四毛

一金 拾円 元会議所借入金利子払

一金 七拾円 同上

一金 三百三拾七円六拾五錢五厘四毛

島田・小瀬・津田・平松借入金利子払

一金 六百四拾円

元会議所ヨリ借入金明治十年ヨリ利子滞

一金 八拾円

元会議所ヨリ借入金明治十四年ヨリ全十五年迄利子滞

小計 金千百參拾七円六拾五錢四厘四毛

合 計 金四千貳百九拾參円七拾九錢五厘六毛

(藤田文庫「奈良橋井小
学校建築費明細帳」)

ついで、同九年七月、大豆山小学も大豆山崇徳寺の東里舎から大豆山突抜町に移り、西洋風新築校舎で開校した。

「教育令」 明治十二年(一八七九)九月、「学制」が廃止され、「教育令」を公布したが、以後 明治十二年(一八七九)九月、「学制」が廃止され、「教育令」を公布したが、これによって従来の学区制が廃止され、学区取締にかわって学務委員をおいたほか、就学年限を八年から四年とし、毎年四か月以上授業すればよいなど就学義務が緩和された。奈良では、翌十三年(一八八〇)二月に学務委員として早川新・橋井善二郎の両名が任命されている。

しかし、この「教育令」は放任主義との批判が強く、ほどなく十三年十二月、「改正教育令」が公布された。その骨子は、公私立学校や就学児童の取扱いに対する府県郡区の監督の強化や学区制の再置、補助金の廃止と町村費による学校の設立を内容とするものであった。

明治十四年(一八八二)二月、堺県は大阪府に合併され、奈良も大阪府に属することになったが、同年四月、今まで奈良市街に二人おかれていた学務委員が各学校ごとに配置されることになった。また同年十一月、「改正教育令」を受けて大阪府でも『布達』甲二十四号で小学区の区画を確定した。大和国全体では三四区をかぞえたが、奈良は添上郡第一学区となり、二二一町を含んでいた(表12)。しかも、町村が連合して一つの小学校を設立した場合には学区連合町村会がおかれ、もっぱら連

表12 奈良町およびその周辺の学区と町村数
(明治14年11月『大阪府布達』甲第24号)

学区番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
添 上	221	13	5	12	6	18	10	6	14	16	6
添 下	5	9	9	3	4	8	9	13	48		

『奈良県教育八十年史』による。

合町村立の学校経費や地域的公共事項が論じられたが、奈良でも同年十二月に全二八条からなる「学区連合町村会規則」が作られて府の許可を得ている。

この学区制の変更は、学校建設費の借入金の返済などで複雑な問題を残した。かつて明治八年（一八七五）の椿井小学校の建設のさいの借金が、大豆山小学校の新築にからむ返金のことと同年十二月に訴訟が提起されたのはその一例であろう。この訴訟はかつての戸長などがその地位にいなかったため、翌十五年（一八八二）三月、大豆山校区の高天市百姓方外一二か町村、多聞町外九か町村、南半田中町外六か町、鍋屋町外七か町、西御門町外六か町、法蓮町の各戸長六人が連署して大阪府に対し、「無利足向フ四拾ヶ年賦」をもって返済することを要求したものであるが、こうした学校経費の捻出は住民にとっては大きな負担となった。

明治十五年二月、『布達』甲第二十三号で「町村立私立学校幼稚園図書館設廃規則」が定められ、新たに設置する場合はもちろんのこと、従来からある小学校でも必ず位置名称や校則、教員数、生徒数などを具申しなければならないとし、同年九月にこれを実施した。これを取りまとめた結果による奈良町およびその周辺の学校設置状況は表13のとおりである。

なお、この年四月七日に太政官達で各府県に地方巡察使派遣が通達された。「大阪府管内巡察記」巻下にはその子細が報告されているが、これによると元老院議官楨村正直と随行員権少書記官西山真平が派遣された。大阪府の巡察は同年五月八日からじまったが、当時、大阪府の管下にあった奈良には同二十九日に入り、「添上郡奈良郡役所」を巡察のあと翌三十日には、「中辻学校」や「奈良師範学校」など五か所を巡察している。「中辻学校」の項には「該校七年一月設立教員九人生徒現員四百五十五人当日出席三百九十人裁縫教員四人十五年度校費千二百四十二円余」と報告されている（『明治十五年明治十六年。地方巡察使復命書』下）。

表13 明治15年(1882)の奈良町およびその周辺の学校設置状況

名 称	教員数	就学児童数		学齢児童数		連 合 町 村 数
		男	女	男	女	
鼓阪小学校	2 (9)	265	226	411	416	押上町ほか20か町村
鵠小学校	2 (14)	355	296	550	464	鵠町ほか64か町村
中辻小学校	1 (10)	191	176	408	432	中辻町ほか42か町村
椿井小学校	1 (11)	241	182	361	351	椿井町ほか39か町村
大豆山小学校	1 (9)	262	218	370	380	大豆山町ほか44か町村
法華寺小学校	1 (1)	57	41	82	53	法華寺村
狭川小学校	2 (2)	84	66	93	82	狭川村ほか4か村
鳴川小学校	2 (1)	45	35	52	49	鳴川村ほか5か村
須川小学校	2 (1)	54	36	59	51	須川村ほか1か村
柳生小学校	1 (1)	55	51	54	49	柳生村ほか1か村
興ヶ原小学校	1 (1)	29	26	29	26	興ヶ原村
大柳生小学校	1 (2)	54	51	57	55	大柳生村
阪原小学校	1 (2)	46	50	46	50	阪原村
邑地小学校	1 (1)	47	45	47	45	邑地村
丹生小学校	1 (2)	70	56	70	56	丹生村ほか2か村
水間小学校	1 (1)	43	40	50	62	水間村ほか1か村
田原小学校	1 (4)	141	141	252	189	矢田原村ほか13か村
誓多林小学校	1 (1)	40	37	40	37	誓多林村ほか1か村
忍辱山小学校	1 (1)	40	30	45	43	忍辱山村ほか1か村
北椿尾小学校	1 (1)	33	20	36	23	北椿尾村ほか2か村
高樋小学校	1 (1)	30	20	37	37	高樋村ほか1か村
米谷小学校	(1)	44	33	46	55	米谷村ほか2か村
北永井小学校	1 (1)	101	73	107	98	北永井村ほか5か村
古市小学校	1 (5)	146	144	227	235	古市村ほか5か村
白毫寺小学校	1 (1)	37	34	41	48	白毫寺村
今市小学校	1 (4)	156	106	177	175	今市村ほか5か村
八条小学校	1 (2)	89	49	87	113	八条村ほか1か村
大安寺小学校	1 (2)	97	83	136	136	大安寺村ほか1か村
西九条小学校	1 (2)	93	93	105	121	東九条村ほか2か村
佐紀小学校	1 (2)	85	55	108	85	佐紀村ほか1か村
山陵小学校	1 (1)	23	15	44	42	山陵村
甘壤小学校	1 (3)	102	63	126	123	斎音寺村ほか4か村
砂村小学校	1 (4)	84	53	109	86	砂村ほか3か村
秋篠小学校	1 (1)	28	17	30	25	秋篠村
押熊小学校	1 (2)	51	54	60	66	押熊村ほか1か村
六邑小学校	1 (5)	149	112	200	157	疋田村ほか5か村
二名小学校	1 (1)	53	40	72	76	二名村
三碓小学校	1 (1)	35	27	55	40	三碓村
中村小学校	1 (2)	83	69	115	116	中村
石木小学校	2 (1)	91	73			石木村ほか3か村

()は補助員・助手など。奈良県庁蔵『明治17年 奈良郡役所部内公立小学校設置開申書』による。

第一章 明治維新と奈良

こうしたなかで学校統合が進められ、翌十六年（一八八三）三月に鼓阪小学校の分校であった東之阪小学校が、また同年九月に椿井小学校の分校であった西之阪小学校もそれぞれ本校に統合され、同年十二月には鶴井小学校が校舎が狭いため高畑村に新築移転し、飛鳥小学校と改称した。これで奈良の小学校は、鼓阪・中辻・椿井・大豆山・飛鳥の五小学校となった。

いっぽう、さきの「改正教育令」に基づいて同十五年二月に教則の改正があり、小学校は初等科三年、中等科三年、高等科二年となった。奈良では、同十七年（一八八四）十二月、奈良郡役所第一学区学務委員富松彦四郎ほか一四人が連署して「[中等小学校設置伺]」を提出し、

奈良郡役所部内第一学区ノ義ハ即奈良市街及接続村合計百五拾四ヶ町村ノ聯合掌テ五ヶ小学校アリ（中略）中等科以上ハ僅々ノ生徒ニシテ（中略）今般聯合会ノ評決ヲ経テ聯合内ニ一ノ中等学校ヲ設置致度

と椿井小学校内に寧楽高等小学校の設置を申し出ている（『奈良県行政文書 小学校設廃（新築増築移転等伺開申届）I』）。この伺いは許可され、翌十八年（一八八五）四月、椿井小学校内に寧楽小学校を開校し、第一学区の五小学校の中等科・高等科の生徒が通学することになった。

ついで明治十九年（一八八六）四月、勅令第十四号で「小学校令」が公布され、小学校を尋常・高等の二科とし、修業年限も各四か年で、授業料も徴収された。しかも土地の事情によって簡易科もおかれ、授業料は免除された。ここに義務教育四か年

表14 明治20年（1887）の奈良の学校

名 称	位 置	教員数	就学児童数		学齢児童数		連 合 町 村 数
			男	女	男	女	
奈良高等小学校	登大路町	7	160	50	1752	1174	押上町ほか151か町村
鼓阪尋常小学校	雑司町	6	145	115	315	375	押上町ほか20か町村
飛鳥尋常小学校	高畑村	6	160	115	334	323	高畑村ほか17か町村
中辻尋常小学校	中辻町	6	418	318	120	110	中辻町ほか32か町村
椿井尋常小学校	椿井町	6	280	306	152	119	椿井町ほか34か町村
大豆山尋常小学校	大豆山突抜町	6	426	430	175	127	大豆山町ほか44か町村

旧『奈良市史』による。

制がはじまった。奈良では、翌二十年四月、鼓阪をはじめ五小学校に尋常科をおき、いずれも尋常小学校と改称し、いっぽう、高等科については、登大路町に押上町はか一五一か町村連合で奈良高等小学校がおかれた。明治二十年の奈良の学校の教員数・就学児童数・学齢児童数は表14のとおりである。

この年の十一月、奈良県が再設置され、奈良県教育は再出発したが、明治二十二年三月、時の奈良県知事税所篤は、普通教育の普及徹底をはかるために、「小学簡易科の事」など六項目にわたって郡長に内訓(第十号)をした。このなかで「教育の普及をはかるには、不就学児童を少なくすることが第一であり、これがためには簡易科設置を多くすることが目下の急務である」(『奈良県教育八十年史』)と簡易科設置の必要性を述べたことは注目される。

いっぽう、明治二十一年四月に「市制」「町村制」が公布され、新しく町村の統廃合が進むなかで、二十三年十月、この「小学校令」も改正され、「其市町村内ノ学齢児童ヲ就学セシムルニ足ルヘキ尋常小学校ヲ設置ス」

(第五條) 第二 することを原則に、管内の小学校の整理・統廃合が進められた。

町制下の奈良に町制が施行された明治二十二年(二六六)四月、奈良には奈良高等小学校のほか、各区に一小学校、校ずつ五つの尋常小学校があった。すなわち、第一区は鼓阪尋常小学校、二区は飛鳥尋常小学校、三区は中辻尋常小学校、四区は椿井尋常小学校、五区は大豆山尋常小学校である。この年三月、時の奈良県知事税所篤は、普通教育の普及徹底をはかるために、「小学簡易科の事」など六項目にわたって郡長に内訓(第十号)をした。このなかで、「教育の普及をはかるには、不就学児童を少なくすることが第一であり、これがためには簡易科設置を多くすることが目下の急務である」(『奈良県教育八十年史』)と、簡易科の設置の必要性を述べたことは注目される。

奈良町でも、これよりさき明治二十年(二六六)四月に鼓阪尋常小学校簡易科教場がおかれ、翌二十一年(二六七)には大豆山を除く椿井・飛鳥・中辻の各尋常小学校にも三年制の簡易科が併置され、貧民児童の教育にあたっ

た(表15)。

しかし、はやくも奈良の小学校および簡易科教場の整理・統合の動きが出てきた。二十二年八月、郡長は「学校ノ資力ヲ増殖セシメ、良教員ヲ聘シ、校舍及ヒ書籍器械ヲ完備シ以テ教育ノ普及ヲ図ルハ目下ノ急務」(字第七九号)であると、奈良町の五尋常小学校及び簡易科教場の合併を町長に諮問したが、「近頃各校トモ生徒ハ追々相増シ候景況ニ付今ニシテ合併セハ又建増等ノ設計ナカルヘカラス(中略)其経費ヲ軽減セント欲スルモ得ヘカサル次第」と結局見送りとなった(『奈良県行政文書 学校設置関係其他』必要書類 添上郡・平群郡・山辺郡)。

ついで、翌二十三年(八六)十月、新しい市・町村制のもとで「小学校令」の改正が行われた。この改正では、「小学校ハ之ヲ分テ尋常小学校及高等小学校トス」(第二)ることや「其市町村内ノ学齡兒童ヲ就学セシムルニ足ルヘキ尋常小学校ヲ設置ス」(第五)ることなどを原則に、県内の小学校の整理・統廃合が進められたが、とくにこの改正では簡易科が廃止されることになった点に留意する必要がある。奈良では引きつづき尋常小学校五校が存続したが、各校におかれた簡易科は翌二十四年(八六)に廃止されるにいたった。

いっぽう、奈良高等小学校は、奈良町と佐保村の連合組合という形で、二十年三月に登大路町に開校した。その経費は、奈良町が全体の約三分の二を負担していたが、二十六年度を限りに佐保村は脱退し、以後奈良町だけのものとなった。この間、生徒数の増加や当初におかれた登大路町の旧寧楽書院が県庁舎にあてられることになるなど、一時奈良高畑町の飛鳥尋常小学校の校内に移転併置されたり、また東寺林町の町役場に分校

表15 奈良の尋常小学校簡易科教場

尋常小学校名	開設年	閉設年
鼓阪尋常小学校簡易科教場	明治20年4月	明治24年10月
椿井尋常小学校簡易科教場	21年5月	24年4月
飛鳥尋常小学校簡易科教場	21年4月	?
中辻尋常小学校簡易科教場	21年?	?

「各尋常小学校沿革誌」をもとに作成。

表16 明治二十年代の奈良の学校の就学状況

年 別	種 別			
	職 員 数	小 学 校		
明治二十二年	六	二七		
全二十三年	七	二四		
全二十四年	八	〇五		
全二十五年	九	〇〇		
全二十六年	九	〇七		
全二十七年	九	〇〇		
全二十八年	九	〇七		
全二十九年	三	四六		
奈良高等小学校	職 員 数	就 学 児 童 数		
	六	二四		
鼓坂尋常小学校	職 員 数	就 学 児 童 数		
	六	四七		
飛鳥尋常小学校	職 員 数	就 学 児 童 数		
	六	三六		
中辻尋常小学校	職 員 数	就 学 児 童 数		
	七	三〇		
椿井尋常小学校	職 員 数	就 学 児 童 数		
	六	三〇		
大豆山尋常小学校	職 員 数	就 学 児 童 数		
	四	二〇		
合 計	職 員 数	元		
	職 員 数	就 学 児 童 数		
不 就 学 児 童 数	職 員 数	就 学 児 童 数		
	職 員 数	就 学 児 童 数		
明治二十二年	六	二七	八〇	二、八三
全二十三年	七	二四	八八	二、九七
全二十四年	八	〇五	七三	二、九五
全二十五年	九	〇〇	五二	三、〇〇
全二十六年	九	〇七	六四	三、〇九
全二十七年	九	〇〇	六三	三、〇六
全二十八年	九	〇七	六〇	三、〇三
全二十九年	三	四六	六三	三、〇五

旧一奈良市史による。

がおかれるなどしたが、二十九年（八六〇）には、一万三〇〇〇円の町債を起し、登大路町県庁横に新校舎が新築された。その後、各区の学校に高等科が併置されることになり、四十四年（九二）三月に廃校となった。

ところで、町制施行当時、町教育費は三八四円であったが、七年後の明治三十年には一万三一一三円余となり、約四倍となっている。また学齢児童の就学については、表16にもあるように、その奨励もあって明治二十二年には、総児童数二八二人に対し不就学児童が八一〇人であったのが、二十九年には総児童数三〇五二人、不就学児童数四六二人と総児童数の増加に反し、不就学児童数は半分近くに減少していることは注目される。

このほかこの時期には、女子中等教育としては、明治二十九年、水門町に設立された奈良県立高等女学校が、ま

た私立では、二十七年（一八九〇）に設立された奈良英和学校の後身にあたる奈良尋常中学校があげられよう。

師範学校の開設には資格をもった多くの教員を必要とした。しかし、実際に有資格者を揃えることはかなり困難なことであったため、地方の有識者を暫定的に助教に採用する場合が多かった。そこで、政府は各府県に教員養成のための学校の設立を命じた。

奈良県では、明治七年（一八七四）一月、小学教員伝授所として寧楽書院を設け、生徒を募集した。校舎は興福寺東室の一部をあてた。「寧楽書院規則」によると、生徒は原則として一七歳以上三〇歳までとし、定員一五〇人で上中下の三等からなり、期間は各六か月とした。授業料は一か月につき二〇人が五〇錢、五〇人が三〇錢、一〇〇人が二五錢となっており、貸費生もいた。翌八年（一八七五）一月から卒業生を出すことになり、四月に小学教員伝習所を師範学校と改めることを上申して、六月、奈良県師範学校と改称した。

これよりさき、三月に支校として宇智郡五條町旧代官所跡に五條小学教員伝習所を設けていたので、奈良県師範学校は奈良師範学校と五條師範学校とで構成されていたことになる。

ついで、明治九年（一八七六）三月、式上郡芝村に奈良師範学校予備校が設立された。この予備校は、師範進学と教員速成という機能を合わせもったもので、芝村のほか、郡山・川津・平谷にも設置された。また教員資格向上のため、奈良県では助教を集めて夏期休暇中に県内各地で講習所を開いた。

同年四月、奈良県が堺県に合併されると、僻地の不便さもあって五條師範学校が廃止され、川津予備校は平谷予備校に合併された。もちろん奈良県師範学校は消滅し、奈良師範学校以下四校は堺師範学校の分校となり、それぞれ堺県師範学校分局奈良学校、同郡山学校、同芝村学校、同平谷学校と称するようになった。また同八月には、奈良・郡山・芝村・平谷に大和国学資金で中学校がおかれた。

明治十四年（一八八二）一月に堺県が大阪府に合併されると、財政的な事情から同七月に芝村学校、同十月に郡山学校がそれぞれ廃止された。これよりさき同八月に奈良学校と平谷学校は、府立奈良師範学校・平谷師範学校と改称された。翌十五年（一八八三）六月には平谷師範学校を廃止して翌七月にこれを吉野郡飯貝村（野町）の本善寺に移し、吉野師範学校としたが、同十九年（一八八六）五月に大阪尋常師範学校に併合された。

いっぽう、奈良師範学校は、十三年（一八八〇）十一月、興福寺旧観音院跡に校舎が新築されたので、同寺東室から移った。ついで十六年（一八八三）十一月、校舎が狭くなったため、東本願寺の説教場となっていた旧寧楽学校校舎を借用することになった。しかし、旧寧楽学校校舎を明け渡すさいに東本願寺説教場が極楽院に移ったため、極楽院を校舎建築中の仮校舎としていた鶴小學校はやむなく紀寺村南蓮寺に移らなければならない事態となるなど、師範校舎問題は影響するところが大きく、解決までかなりの時日を要した。同十九年三月、一府県一校とする師範学校令によって奈良師範学校は廃校となり、大阪府尋常師範学校に併合された。

その後、しばらくは奈良に師範学校はなかったが、奈良県再置後の同二十一年（一八八八）七月、師範学校令第三条に基づき、奈良県尋常師範学校が登大路公園地内第二三番地におかれ、初代校長には兵庫県師範学校教諭土屋弘が任じられた。そして同十一月十八日には開校式をあげ、ここに本県師範学校の発足となった。

女紅場と 女紅場は、のちに裁縫場とも呼ばれ、一五歳以上の女子を集め、裁縫や養蚕などの技術を教える寧楽幼稚園 かたわら、読書・算術・作文などの学科も教えるところで、明治八年（一八七五）ごろ、東城戸町大

黒社の東隣に開設されたのが初めてとされ（藤田文庫「学校」）、ついで大豆山女紅場が設けられた。十年（一八七七）六月、「女紅場設立願心得」（堺県布達）（第四十三号）が出され、翌十一年六月、東城戸町に奈良女紅場が設立されたが、大和国一大区一小区副戸長橋井善二郎らが県令あてに、「女紅場上申書」を提出している。これによると、東城戸町に仮開校した

女紅場を奈良中央女紅場とし、さらに北女紅場と南女紅場を設置してほしいという内容であった。これに対し、堺県当局は東城戸町の女紅場一か所のみ許可し、名称も奈良女紅場にするとの通告があったという（「学校」〔藤田文庫〕）。

また同年十一月、東笹鉾町会所に北女紅場が設けられ、さきの大豆山女紅場は廃止となった。さらに翌十二年（一八七五）二月、川ノ上町に南女紅場が設けられている。その後、十五年からは女紅場は小学校内に裁縫場として併置されるようになった。

明治十八年（一八八五）五月、第一学区椿井中辻両小学校所属の六八か町村を代表して大森吉兵衛らが「公立幼稚園設置ノ伺」を県に提出（『奈良県行政文書 小学校設
應新築増築移転等伺開申届』）し、翌六月、東城戸町の旧奈良女紅場跡に寧楽幼稚園が開設され、保母の任命もあった。

翌十九年（一八八六）一月から同名称のまま第一学区所属一五三か町村連合の幼稚園となり東寺林町三八番地に移転し、園費および図書・器具・器械なども同町村の共同負担となった（「町村立幼稚園設置上策案伺」〔前掲「奈良県行政文書」所収〕）。

その後、同年六月に椿井尋常小学校保育科と改称し、ついで同二十六年（一八九三）にふたたび分離して育芳幼稚園と改称した。

奈良の私学校 私学校は、かつての家塾や私塾がそのまま継承されたものが少なくない。「明治十二年堺県管内私学校表」〔奈良県行政文書 自明治十三年
至三十四年 官省諸達並指令録〕には、先述した佐々木育輔の「明教舎」〔明治五年創〕や林昭

正の「静敬舎」〔明治十二年創〕や清水浪江の「考究舎」〔明治十二年創〕があがっている。このほか、石崎文夫の「叭文堂」が後藤町に設立されたほか（詳細は、「明教舎」の後身である「守徳舎」〔明治十四年創〕や「隆峯舎」〔明治十七年九月創〕、

「明計舎」〔明治十七年十月創〕が開設され明治二十年代には表17のような私学校がみられた。これらの学校ではいずれも修身や習字・算術・裁縫などを教えていた。

もう一つ代表的な私学校として「奈良英和学校」があげられる。

「奈良英和学校」は、明治二十年（一八八七）に玉置格・井戸義光・島田庸一・中山貞楠らが発起人となって設立することになり、同年九月二十七日付で認可された。校長には玉置格が任命され、井戸義光・島田庸一の両名を幹事に、また東京から石川和助を教頭に迎えて同月末日、橋本町二三番地の民家を校舎として開校式をあげた。開校当時の入学者は長幼ともで男女約三〇人、うち七、八人は小学校の退校者であったとい（藤田文庫「奈良英和学校」）、奈良町およびその近傍だけでなく、遠く山城からも入学者が集まり、東大寺や興福寺の若い僧も夜学に通うという盛況ぶり、教室も狭くなったので、同年十二月に東向中町五番地の空家に移転した。

ついで翌二十一年（一八八八）十月、井戸義光の尽力で興福寺の旧跡西南隅の一角、登大路町四〇番地の一部を買い取り、翌二十二年三月校舎の建築にとりかかり、七月に新校舎が完成した。

その後、二十七年（一八九四）四月ごろから、「奈良英和学校」を中学校制に改め、校名を「私立奈良尋常中学校」とする議がおこり、同年十二月設立の認可が出て正式に発足、翌二十八年（一九〇五）一月、開校式が行われた。古沢知事、参事官、尋常師範学校長な

表17 明治20年（1887）の奈良の私学校

名 称	所 在 地	学 科	教授者	生徒数	備 考
隆 峯 私 塾	添上郡 奈良鶴福院町	習 字	1	45	
広 畔 学 校	東笹鉾町	修 身	1	3	
明 計 舎	西城戸町	算 術	1	9	
香 雪 学 校	高畑村	習 字	1	27	
奈良英和学校	東向中町	英 語	1	26	
雲香裁縫学校	高畑村	裁 縫	1	8	
蓮花 "	椿井町	"	1	16	
梅花 "	高天町	"	1	11	
日廻家 "	脇戸町	"	1	15	
紅錦 "	毘沙門町	"	1	8	
春秋 "	東城戸町	"	1	2	

注 明治20年『奈良県統計書』をもとに作成した。なお、明治25年同書には、「奈良英和学校」以外に、「竹水義塾」（漢学）、「大和女学校」「崇徳女学校」（いずれも裁縫）があった。

ど二五〇人の来賓を迎え、盛大に行われたという（『教会誌』）。

しかし、明治三十四年（一九〇一）三月、米国聖公会ミッシヨンの意向でこの奈良尋常中学校は廃校となった。

2 開化の世相

四条 県令 富国強兵をめざした明治政府は、わが国の近代化をはかるため、欧米の制度文物や生活様式を積極的に取り入れようとした。

奈良でも、明治四年（一八七二）十一月に就任した県令四条隆平は着任早々、これを受けて開化政策を進めたが、文明開化そのものが上からの近代化であった以上、いきおい役人の主導とならざるをえず、開化はまず、県庁から進められた。奈良で最初の新聞『日新記聞』第一号（明治五年五月）には、

去歲奈良ノ新県創立アリシヨリ、庁中椅子高案（テーブル）ヲ設ケ官吏ハ皆散髪脱刀洋服ニテ靴ノマ、昇降シタリ、謂ユル蜀犬吠日トカヤ、士人愕然トシテ物物議論紛紜タリ（中略）新県創立以來因襲ノ風逐日改除シ、僅ニ数月ヲ閲シテ体制頓ニ改

観セリ（後略）

と県庁での開化の様子を伝えているが、興福寺一乗院におかれた新県庁に椅子や高案を備え、官吏はみな散髪・脱刀・洋服姿で、しかも靴のままで歩くありさまに当時の人々の驚嘆の様子がうかがえる。また四条県令や参事が、県学校（明治四年九月創立）に洋書の翻訳書や地図を寄贈し、「家國ヲ為ルモノ、史ヲ読ム、豈ニ國史ト漢史トノミニ止ランヤ」（『日新記聞』第一号）と洋学をすすめる題言を与えたことも報じているが、これらの記事から四条県令の文明開化に対する強い意欲がうかがえよう。以下、四条県令の開化政策の諸側面を具体的にみてみよう。

まず、教育政策であるが、前述したように、明治五年（二七）一月、県学校に婦女子の入学を許可したり、同年六月には、「学制」発布に先立って「奈良県就学生論」（「布達」第四八号）を出し、学校の設立と子弟の就学を奨励するなど、四条は教育の啓蒙的性格を重要視し、それを積極的に取り入れた。

つぎに、殖産興業政策についてみると、亀瀬越新路の開設（「布達」第五五号、明治五年）や協力開路会所設立（同、第九七号、明治六年）、勸業所の設置のほか、若草山の山麓での乳牛の放牧と牛乳の販売（「日新新聞」第三・六・一四号）や興福寺旧境内での官営市の開催（「布達」第五三、六号、明治六年）など（詳細は後述）がその主なものである。

もう一つ重要なのは民衆教化政策であろう。ここでは、旧来からの陋習（ろうしゅう）を一掃するために、社会生活や風俗の面で改善を求める布達が相ついで出された。その代表的なのが五年六月の「肩ぬぎまるはだかの禁止」と「往来及び家まわりの清掃」を求める「布達」第三六号である。この布達では、まず「市井並山野往来又ハ店先き門口ニ於而袒裼裸裎（かたぬきえぐろ）（裸体）」になることは「人トシテ恥ヘキ」行為であるし、「身体ヲ外邪ニ当ラシメ養生」の妨げになるとし、また道路や家まわりに「汚濁ノ水ヲ溜メ塵介ヲ捨置又ハ両便所ヲ不掃除」にしておくことは「種々流行之悪病ヲ醸」すとしている。しかし、長い間の習慣がすぐに改められるものでもなく、翌六年（二八）一月に同趣の「布達」第二二六号が重ねて出されている。このなかで「巡邏之者見附次第捕縛之上嚴重咎め可申付事」と県官の厳しい姿勢が見られた。このほか「措髪戴帽」を奨励した「布達」第一三八号（明治五年十月）や「風俗を乱す芝居浄瑠璃などの禁止」（同、第三号）、「祈禱神降梓巫などの禁止」（同、第九号）など、町民の日常生活の細部にわたって規制する布達が出された。

こうした開化政策をすすめるいっぽうで、六年六月、四条は他県にさきがけて、政府に天皇の写真の下賜を求め請願を行い、それが許可されると、興福寺南大門跡壇上に遥拝所を設置するなど、天皇像の民衆への浸透に積極

的な役割を果たしたことに留意する必要がある。

『日新記聞』 明治五年（一八七〇）五月、県下で最初の新聞『日新記聞』が創刊された。新聞といっても、縦二二と金沢昇平 彦、横一五彦の木版刷りの小冊子、各号ともだいたい八丁、一六ページで、付録のある号もあり、一か月に三回の出版予定で、一部の定価が二〇〇文であった。

発行者は油留木町の金沢昇平と東向北町の高橋平蔵であった。その年に日新報社を設立して発行したもので、本局は最初、油留木町においていたが、同年八月に橋本町に移し、社名も日新社と改めた。

『日新記聞』の刊行の趣旨は、創刊号の「緒言」にもあるように、「因襲ヲ墨守シテ方今ノ隆盛ヲ知」らないのは「聞見ノ狭隘」によるもので、それを打破するために日新報社を設立するとし、さらに「官許ヲ受ケ県庁ノ布告東西京坂府横浜神戸等ノ新聞外国ノ異聞里巷ノ瑣事ニ至ルマデ」さまざまな見聞を報道し、「旧弊ノ一掃」と知識の拡充を図りたいとしている。事実、同社の記者による取材記や各地の新聞記事の抄録、読者からの投書、判決の写し、記者の時事評論のほか、県からの告示や布令も掲載されていた。

とくに『日新記聞』は、公文書としての性格をもっており、県当局の援助をうけ、毎号二〇〇〇部は県に納めて県下の町村に配付し、残り二〇〇〇部は主に戸長クラスの人々が購読したという。また桜井小学校の前に投書函をおいたり（第一号）、読者開拓のため山辺郡長柄村に洽聞舎という新聞縦覧所を設けたことがわかる（第二号）。現在、六年（一八七〇）十一月発行の第三六号まで確認されている。

つぎに二、三の記事を紹介すると、創刊号では、官吏はザンギリ頭に「脱刀洋服ニテ靴ノマ、昇降シタリ」と新県庁の姿を伝え、また人力車の出現によって乗り物の楽しみとそれを職業とする者が生まれたことを報じており、第三号では若草山のふもとで県が牛の放牧にのりだした記事を書けるなど、まさに『日新記聞』は、奈良の文明開

化の情報基地であり、この時期のオピニオンリーダーとしての役割りを果たしていたといえよう。

発行者の金沢昇平（一八三七—一九〇三）は、文政十年（一八二八）に生まれ、明治初年まで自助と称し、利恭、のちに南峯と称した。幕末の国学者伴林光平の門人で、歌道や国学を修めたという。彼は、慶応元年（一八六五）に聖武天皇陵守衛長に命じられたり、維新後市学校下用掛、学校御用頭取などをつとめ、明治十年（一八七七）に奈良公園地の維持と名所旧跡案内人の管理にあたる興立舎が組織されると、舎代総代をつとめ、自らも賓客の名所案内にあたった。また同十三年（一八八〇）に奈良公園が設置されると、公園取締に任じられるなどその活動は多彩をきわめ、人々をして「奈良名物男之第一人者」（藤田文庫「奈良人物志」）と言わしめた。著書に『奈良名所独案内』や『平城坊目遺考』、『大和名所巡覧記』などがある。

なお、『日新新聞』廃刊後は十四年（一八八二）八月、島根県出身の益田俊介が奈良鳴川町で『南都新報』を創刊したが、わずか二号で廃刊となった。

人力車の普及 文明開化を象徴する乗り物として人力車がある。人力車は、人力・腕車・俥・力車などとも呼ばれ、駕籠にかわる乗り物として普及していった。

明治二年（一八六七）ころ、東京の和泉要助らが人力車を考案製造し、翌三年（一八六八）三月、東京府の許可を得て営業を始めたが、それから間もなく大阪に移入され、同年十二月に大阪府は人力車営業規則を制定し、「近來人力車与唱、往來有益之乗車、専ら流行いたし候間（中略）別紙規則之趣相守候」と規則を定めている。大阪への移入は人力車が全国に普及する契機ともなった。

奈良では、翌四年（一八七〇）十一月に横領村の中西八郎平が大阪から人力車一台を買い入れて営業許可を郡山藩役所に願ひ出ているが、ちょうど郡山県が廃止されていたため、この願ひは五年一月二十七日付で奈良県から許可さ

れることになった。

『日新記聞』第二号（明治五年五月）には、

奈良市中ニ元人力車一輛モ無カリシニ、今春官許アリシヨリ日増ニ制造シ數十輛ニ至ル、晨宵ニモ輾走ス、女兒幼童猿沢池ヲ一周スルヲ娛樂トス、車ヲ以テ活計ヲナスモノ数十百人ニ至ル、微増ノ事ト雖ヘドモ亦開化ノ一斑ヲ見ルニ足レリと、今まで人力車が一面もなかった奈良でも数十両が出現し、それを職業とする者が増えてきた様子を伝えているが、当初の人力車は木車鉄輪であり、のち明治末期になって改良され、ゴム輪の人力車が走るようになる。

こうしたなかで、五年六月、奈良県は「人力車並諸車渡世之者心得」^{（第五一號）}を定めて取り締まった。その主な内容は以下のとおりである。

一、人に怪我をさせたり、通行の妨げにならないようにすること

一、免許のない者は商売をしてはいけないし、裸で人力車を引いてはならない

一、人力車の運賃は一里で六錢二厘とすること。客と相談して安くとってもよいが、別に酒飯料をとってはならない

一、通行人にむりやり乗車を勧めるなど暴言を吐いたり粗暴な振舞いをしてはいけない

一、車の行き違いのさいは左に避け、群衆のいる道路を走ってはいけない

一、夕暮れ六ツ時（午後六時）からは人力車と印のついた提灯を灯すこと

ついで、翌六年（一八七三）一月、奈良県は「馬車人力車その他乗り物に課税することの達」^{（第六六號）}を出し、自家

用人力車の税金を一人乗り一か月二錢五厘^{（二人乗り一錢五厘）}、営業用二人乗りも一か月二錢五厘と定めている。その後、

九年（一八七六）三月、「奈良県県税規則」^{（第二五號）}ができ、一か年一人乗り九〇錢、二人乗り一円となり以前よりは

安くなったが、奈良県が堺県に合併されると同年十一月には「堺県県税規則」^{（甲第五〇號）}を定め、営業用人力車一

人乗り一か月一〇銭、二人乗り一五銭となりまた高くなった。

いっぽう、人力車車両台数は、『明治七年府県物産表』によると、奈良県全体で四三台となっているが、その後の奈良町の人力車車両台数は表18のとおりである。明治二十年（一八八七）に一一〇台であったのが増加の一途をたどり、大正一五年（一九二六）の三九七台（『奈良県統計書』）をピークに減少しはじめる。とくに大正十一年（一九二二）ごろからの自動車の発達は人力車に大きな打撃を与え、『奈良新聞』（昭和六年六月四日付）は、人力車は「わずかに二百三十五台、昨年に比べて二十三台減じているのみであるが、往時に比して三分一以下に減っているというから今更乍ら驚かされる」とあり、自動車や自転車が増加するいっぽうで、「人力車万能時代的昔の夢と消え去って今では日一日と凋落して行くのみである」と伝えている（表19）。

なお人力車の運賃は表20のとおりであるが、三条停車場（（いまの奈良駅））から東向や餅飯殿までが五銭、県庁や大豆山・一ノ鳥居までが六銭、春日社や東大寺までが九銭、般若寺や高畑までが一〇銭で、半日雇切りが三五銭、名所見物巡り一日雇切りで六〇銭であった。なお、明治末期の人力車の運賃は表21のとおりである。

表18 奈良県および奈良町の人力車車両台数

年 次	奈良町の台数	奈良県の台数
明治15年	120台	1565台
35年	306	1714
大正元年	326	1560
15年	397	1045

『奈良県統計書』より。

表19 奈良町の自動車および
自転車の登録台数

年 次	自動車台数	自転車台数
大正7年	3台	699台
10年	17	1131
15年	36	2320
昭和5年	114	4393

『奈良県統計書』より。

表20 明治中期の奈良三条停車場構内人力車運賃表

運賃	行
※金	き
四銭	先
五銭	三条通 今辻子 林小路 油阪 細川
六銭	角振 橋本 樽井 元林院 今御門 池ノ 餅飯殿 椿井 小西 東向南中 県庁 裁判所 郡役所 春日一ノ鳥居 菩提坊屋敷 花芝 勝南院 大豆山 高天 内侍原 中筋 芝辻 北市 寺林 下御門 脇戸 北室 城戸 光明院 西御門
七銭	鶴福院 鵲 御所馬場 中院 中新屋 福智院 公納堂 毘沙門 薬師堂 芝新屋 元興寺 高御門 西木辻 鍋屋 油留木 半田 押上
八銭	天満 清水通 花園 井ノ上 川之上 東木辻 水門 今小路
九銭	春日社 大仏 東大寺寺内 手貝 今在家 雑司 川上 紀寺 肘塚 上清水
十銭	般若寺 高畑
十二銭	三笠山麓 新薬師寺 二月堂 奈良阪

天理図書館蔵『保井文庫』『奈良繁昌記』による。
※『奈良繁昌記』では三銭となっている。

表21 明治末期の奈良市橋本町を起点とする

運賃	行
五銭	三条停車場 京終停車場
六銭五厘	大仏殿 奈良俱樂部 大仏停車場
九銭	春日社 三笠山麓 二月堂
十一銭	新薬師 奈良阪 法花寺
十八銭	帶解
二十銭	郡山 砂茶屋
二十二銭	榎本 木津
二十五銭	春日大仏興福寺附回り
三十五銭	丹波市 二階堂
五十銭	田原本
五十五銭	三輪
七十五銭	初瀬
△基本料金▽	
一 平道	一里 金 十銭以内
一 小難道	全 金 十一銭以内
一 大難道	全 金 十二銭以内
一 半日雇切	金 四十銭以内
一 一日雇切	金 七十銭以内

天理図書館蔵『保井文庫』による。

興福寺 維新以後のさびれた奈良に活況を取り戻そうと、廃仏毀釈で空地のできた興福寺旧境内を利用し

境内の市 て、明治六年（一八七三）九月から官営市を開いている。市の運営について取り決めた「試商立市売

買規則」（「布達」第五三六号 明治六年九月）によると、この市は立市会所の監督のもとに、毎月一と六の日に開かれ、夜市も許された。

また鑑札を受ければ、奈良の者はもちろん、他国の者でも自由に物品の売買をしてもよいし、当日は筵や床机などを持ち出してもよいとされたほか、境内地での見せもの興業も許している。市では、古手着・絹木綿・竹木具・雑穀・糸・古道具・食物・古本・玩具・小間物・綿など町民の日用品のほとんどが取り扱われた。

ついでながらこうした市はその後、たびたび開かれており、明治二十四年（一八九一）ごろ奈良の角振・北室・新紺屋・西新屋の四か所が県から古道具市の鑑札を受けているし、古物市は紀寺・上三条・南半田西の三か所があった。青物市は奈良阪に四か所と鳴川にあり、鮮魚市は南市、鮮魚・干魚市は西寺林・餅飯殿・毘沙門にあった。このうち、青物・鮮魚市は毎日開かれていたが、古物などの市は、月に二回から六回開かれるのが普通であった。

明治三十年代になると、鉄道の発達とともに物資の動きも活発となり、従来の古着・古道具・骨董の市はなくなり、古物市に統合されて奈良では今井・中新屋の二か所にまとめられ、また青物市や鮮魚市に代わって八百屋や魚屋も増えてきた。そして明治四十年（一九〇七）ごろには、一時さかんだった古物市もほとんどその姿が見られなくなる。

奈良町の諸相

以上のほかに奈良町の様子はどのように変わったであろうか。『日新記聞』第一七号（明治六年一月）には、「奈良県創立以来頻ニ因襲ヲ破除シテ数月ノ間ニ大ニ面目改メ（中略）此節ハ人力車ハ勿論荷

車ニ至ルマテ市在ニ遍滿シ散髪洋服スレハ人之ヲ目送スル程ナリシカ（中略）挟冊ノ生徒ハ口ニ洋語ヲ吟シ僅一年ノ間ニ其体面ヲ改メタル事故拳ニ違アラス」と奈良町の様変わりの状況を伝えているが、その様子を見てみると、

まず、明治五年（一八七二）の春ごろにかけて西寺林町に牛肉店ができ、日増しに店を開くものが増えていくというし（『日新記聞』第一、二〇・二七号）、中院町に洋髪の散髪店も開かれており（同第二号）、光明院町の駿河屋別家饅頭屋ではカステイラを作り売り出していたと伝えられている（古考）。また明治六、七ごろ池之町に道馬軒という写真屋が開業している（藤田文庫「奈」。良町史）。

『日新記聞』第三号（明治五年六月）には、県が若草山のふもとに二五、六町の柵を作って牧牛場を開き、乳牛を飼っているところとあり、第六号では、長崎の人林三圃を雇い、牛乳をしぼってコンデンスなど種々の製法をはじめたとある。また第一四号には、

牛乳ノ人身ニ裨益アル事言ヲ待タス第一小兒脾胃ノ虚弱ヲ補ヒ或ハ乳汁乏シキモノ之ヲ用ユレハ乳ナクシテ生育スベシ若生乳得カタキ向ハ牛酥ヲ儲ヘ温湯ニ和シテ用ユレハソノ功生乳ニ異ナル事ナシ大人之ヲ常服スレハ肌膚ヲ潤シ血液ヲ増シ虚勞肺症及逆衝肢冷等ノ諸症ヲ治ス攝生家ハ一日モ闕ベカラザル天然ノ良劑ナリ（後略）

と牛乳の効用をたたえ、乾生二種類の牛乳の販売広告（広告）をのせているし、明治十年（一八七五）十二月には奈良御所馬場町の荘田春一から牛乳発売届が出されている（藤田文庫「奈」。良町史）。

つぎに主な道路を三間に広げるなど都市の整備も行われた（号「布達」第一・二四）。とくに明治五年五月十六日に奈良元林院町から出火し、今御門町などに延焼して二九戸が焼けた火事で消防設備の必要を説いている（『日新記聞』第一号）が、これがきっかけとなって、同八年（一八七三）一月からまがりなりにも消防制度が整えられ、各小区で申し合わせのうえ火方を置いた。

衛生思想の面では、明治五年、大和郡山の医師谷三省（見龍）と奈良元興寺の医師有馬顕吉が県下一三か所に「種痘場」をおく設置願を県に提出し、同年八月、「布達」第八二号で許可された。奈良では下御門町に「種痘場」

がおかれ、郡山柳町とともに「四時施術」をする拠点となった。また十二年（一八七九）コレラが流行したが（第四節）このこともあって十七年（一八八四）に高畑村に避病舎を設置し、伝染病の隔離にあたった。

このほか硝子灯が奈良の高札場（橋本）の近くや元興寺町の西林伊六の門口に設置されたというし（『日新記聞』第四・二四号）、少し時代が下がるが、同十七年の『大和名勝豪商案内記』によると、奈良猿沢池近くの写真師玉映堂が出ているし、餅飯殿町の石原時弘堂や酒本時計売捌所の店頭図には時計の販売や電気機・電信機などの製造もしているとあるなど、文明開化の波は町民の生活にも及ぶようになったのである。

明治初年ごろの奈良にはこれといっためばしい産業はなく、『日新記聞』第一〇号（明治五年九月）は、奈良博覧会

「唯往古ヨリ布晒筆墨等ニテ生活ノ基本トナセシカ近年布晒大ニ衰ヘ筆墨モ従前ト霄壤ス（中略）唯恃ム所ハ春日大仏ノ諸勝ニテ」と伝えているが、産業がふるわなければ観光にたよるしかなく、観光客を呼ぶだけとして博覧会が開かれている。

まず、明治六年（一八七三）四月に東大寺真言院を会場に展覧会を開いているが、『日新記聞』第二四号に載せられた「東大寺山内有志中」の広告によると、

山内ノ珍奇物ハ勿論当国諸寺院有名ノ奇物諸家ノ奇品ヲ網羅シテ一堂中ニ排列シ、天造人爲ノ尤物ヲ一隅ニ縦覧セシと述べ、東大寺や他の大和の諸寺・諸家のもつ古器物を中心に開くものであるとしている、いわば奈良の博覧会の走りだったといえよう。

ついで同七年（一八七四）八月、時の奈良県権令藤井千尋のすすめで、植村久道・鳥居武平・橋井善二郎ら多数の有志が資本金三五〇〇円で奈良博覧会社を設立し、東大寺の龍松院に本社をおいた。この会社は、同年十月に社員数が七〇人に及んだが、会社の組織や博覧会運営の諸規則・細則を整備するなど博覧会開催に向けて準備がすすめら

れた。

この会社の役員は表22のとおりである。会長の植村久道や役員の本條時乗はいずれも正倉院宝庫鍵預であり、また役員のなかには奈良県少属稻生真履もあり、いわばこの会社は半官半民の団体であった。しかもこの会社のもう一つの事業である宝器類の摸写のために、漆工の吉田辰造（奈良手）・三谷喜太郎（奈良餅、飯殿町）・大西勇斎（奈良東、向北町）、金具工の山下嘉七（奈良西、新屋町）、彫刻の森川杜園（奈良中、新屋町）など当時の名工を集めた。

ところで、この博覧会が開催されるにいたった事情はつぎの史料によってわかる。

当社組織ノ儀ハ茲ノ奈良ノ地タルヤ三方ニ山ヲ帯ヒ物貨運輸ノ不便ヲ極メ自然商工共ニ振起セス、自他交通ノ狭キヨリ見聞又博カラス、比隣腹背ノ地ト雖トモ彼我ノ物産時下ノ価額等ヲ詳

ニセス、需用供給有無交換ノ如何ヲ顧ルニ由ナク（中略）爰ニ幸

ヒ当国ハ古器物ニ富タル他国ノ及ハサル処ニ付、之ヲ基トシ大小

博覧会ヲ開設シ、土地ノ潤沢ヲ量リ知識ノ開進ヲ促シ商工奨励作

興スルニ如カスト
（『奈良県行政文書 自二十年
至二十三年博覧会共進会』）

つまり、この博覧会は殖産興業の必要から提唱されたものだったのである。

それはともかく第一次奈良博覧会は、翌八年（一八七五）四月から六月までの八〇日間、東大寺大仏殿と回廊を会場に開かれた。入場料は三銭、社寺や旧家の什宝や書画、商工業製品、名産品のほか、宮内省の許可を得て約二二〇件余にのぼる正倉院宝物

表22 奈良博覧会社役員

会長	正倉院宝庫鍵預 のちの会長	植村久道
主事	奈良県十三等出仕 少属	鳥居武平
役員	正倉院宝庫鍵預 元奈良奉行所同心 奈良元興寺町 奈良東城戸町 奈良手貝町 元奈良奉行所同心	稲生真履 本條時乗 鳥山昆裕 萩原喜七郎 森田藤次郎 服部佐平 鍋部忠順 松田力蔵
同	同	同
同	同	同
同	同	同
同	同	同
看守	同	同
小使	奈良今小路町	三宅某 ほか数名 ほか数名

藤田文庫「明治八年創立奈良博覧会」による。

も出陳された。では、どんな宝物が出陳されたのであろうか。

「奈良博覧会物品目録」によると、博覧会会場は四区に分けられ、さらにそれぞれを出陳物の種類に応じて号単位で細区分している。正倉院宝物は、目録のうえでは「会場第三区大仏殿内正倉院宝庫御物陳列目録」として載せられているが、東大寺大仏殿内の第三区に陳列され、そのなかで第一号から第九号までに細区分されている。その主なものをあげてみると、第一号には「紅染象牙尺」（「紅牙撥鏝尺」）や「緑染象牙尺」（「緑牙撥鏝尺」）「紫檀筥」 「銀壺」 「葛製服」 などが、また第二号には「紫檀御玩威」や「御脇息」、第三号には「象齒」 「竹製花籠」 「金銅幡金具」、第四号には「御琵琶」 「御笛」 「御太刀」 「切金銀模様御琴」 「黄熟香」 「紅塵香」 「子日鋤」 「古鏡」 などが、第五号には「紫檀碁局」、第六号には「金銅投壺」 「大理石火鉢足金銅五獅子」 「木製黒漆水瓶」 などが、第七号には「純銀鉢」 「金銅火鉢」、第八号には「木製弓」、第九号には「鉢」 が収められている。

なおこの奈良博覧会は七五年の第一次から七七年を除く九〇年の第一五次まで行われ、うち七五年、七六年、七八年、八〇年に正倉院宝物が出陳された。この博覧会は、八〇日間の会期中観客数が一七万人を越えるなど盛況のうちに終わった（表23）。

ところで、この奈良博覧会の開催にあたって文部大丞町田久成や文部省出仕蜷川式胤の果たした役割は看過でき

表23 奈良博覧会の観客数と収入

次 数	開 催 期 間	観客数		収 入	
		人		円 銭 厘	
第1次 2次 3次 4次 5次 6次 7次 8次 9次 10次 11次 12次	明治 8. 4. 1 ~ 6. 19 (80)	172,016		5,160.48	
	9. 3. 15 ~ 6. 25 (100)	93,009		2,709	
	11. 3. 10 ~ 5. 13 (65)	154,199		4,130	
	12. 3. 10 ~ 5. 25 (77)	104,228		2,961.43	
	13. 3. 10 ~ 5. 28 (80)	110,812		3,148	
	14. 3. 1 ~ 5. 28 (89)	117,590		3,162.23.5	
	15. 3. 1 ~ 5. 28 (89)	95,337		2,599	
	16. 3. 1 ~ 5. 28 (89)	68,729		2,526.56	
	17. 3. 1 ~ 5. 28 (89)	63,315		1,752.58	
	18. 3. 1 ~ 5. 28 (89)	42,621		1,174.75	
	19. 3. 1 ~ 5. 28 (89)	44,037		1,350.65	
	20. 3. 1 ~ 5. 28 (89)	66,732		1,724.67	

「奈良博覧会結社産物及沿革概略書」 奈良県立奈良図書館蔵
 「奈良県行政文書 自二十年至二十三年博覧会共進会」より作成。
 （ ）内の数字は開催日数。

ないであろう。明治初年の廃仏毀釈などによる数多くの文化財の破壊散逸という危機的状況のなかで、明治四年（一八七二）五月、政府は「古器物保存方」を布告し、文化財の保護と調査に乗り出した。これに基づいて翌五年八月、町田・蟻川らが来寧し（五月二十七日関西地方古器物調査に東京を出発、名古屋・京都・大阪を経て奈良に入った）、東大寺正倉院をはじめ県内の古社寺の宝物調査を行った。とくに正倉院の開封は、同月十二日から一二日間にわたって行われたが、明治以後はじめてのことであった（博覧会の下地はこのときの調査によって培われたといえる）、もう一つ重要なことは、蟻川らの来寧が奈良博覧会開催につながったことである。この間の事情については、明治七年（一八七四）の蟻川式胤の「明治五年正倉院開封に関する日記」に詳しい。これによると、蟻川はこの年の八月に避暑休暇をとって関西方面に旅行しており、翌九月九日に奈良に立ち寄っている。

九月九日（中略）県令藤井面会ニテ用弁ノ談シ仕ル也、尚大橋ニモ申置事、当地大仏殿ニ於テ博覧会開催ス見込段々申込候所、藤井氏大悦ノ由ニテ手続聞カレ、外県ヨリ申願相済候義咄^{はな}シ出ル、然ルニ何日比ニ見込県ヨリ申立ノ義相談アリ、凡十一月末ニ宜敷ト余申且局ニ於テモ私ニ尽力被頼申候

（正倉院の研究「東洋美術」時編輯）

つまり、蟻川は明治七年九月九日に奈良県権令藤井千尋と面談し、奈良博覧会の開催をすすめたところ、藤井もこれに積極的な姿勢を示し、その手続きをどうするかなど具体的な相談になったという。こうした蟻川の奈良博覧会提案には、質量ともすぐれた文化財を一堂に集めたいという彼自身の思惑があったことは否めない（高橋隆博「明治博覧会（陳列目録について）」）が、もちろん、奈良に博物館を建設するための基礎作業の意味合いもあったし、地元の奈良にとっても殖産興業政策をすすめるうえでかなり有効な方法であったといえる。こうしたなかで奈良博覧会が開催されることになったわけである。

この博覧会は、明治八年の第一次から明治十年を除いて同二十三年の第一五次まで一五回にわたって開催された。第二二次までの観客数と収入は表23のとおりである。

なお、当初正倉院宝物の出陳が許可されたとき、宝物の調査・模造と染織品の保存が条件とされていた。そのため博覧会開催や美術工芸の専門家に宝物の模写・模造をさせた。

たとえば十六年（一八六三）には、彫刻家の竹内久一・加納鉄哉のほか、吉田陽哉・三谷喜太郎（漆工）、山下嘉七（金工）、森川杜園（彫刻）らに模造品を作らせ、政府がこれを買い上げている。こうしたことが、奈良漆器など伝統工芸の復興に寄与するところがあった。このほか博覧会社では、九年の第二次博覧会の折り、千年の古材で正倉院宝物の外箱一〇〇個を献上したりしており、宝物を展示させてもらうかわりに、その保存に協力するところがあった。

3 「解放令」と奈良

部落差別と 近世後期になると、奈良の被差別部落でも解放への胎動が見られたが（『奈良市史』通史、第三章第四節）、他方差別「解放令」政策への強化にともない、一般民衆と被差別民衆との対立や差別が強まる傾向もみられた。弘化

四年（一八四二）四月にこんな事件が起こっている。近世の奈良では、毎年神鹿の出産期になると（五月一日過ぎ）、犬追（犬狩り）といって興福寺の寺内に追込所をつくって野犬をおしこめたり、町から遠くへ追いやるのが慣例になっていたが、興福寺の命を受けてその御用をつとめるのが東之阪町の役目であった。この年、追込所の竹矢来ができたので、二十四日その打ち合わせのため、弥右衛門・熊吉ら三人の人達が東之阪に行く途中、木辻でかねて目をつけていた「太強犬」に出くわして捕えようとするが取り逃し、井戸野まで追ってようやく討ち取った。帰ろうとしたところへ大勢の村民が押しかけ、さんざん罵って熊吉を打擲、そのうえ御紋付の御用提灯や興福寺の焼印をうつ

た御用の犬追棒を奪い取るなどの狼藉を働いたので、弥右衛門を残して熊吉ら二人が東之阪町年寄甚右衛門に注進に及んだ。非番の甚右衛門に代わって相役の徳兵衛が真相糾明のため他の二人と井戸野村へ赴く途中、北之庄で縄をかけられ番人に引き立てられてくる弥右衛門に出会う。急いでその縄を解き、都合三人の人を連れて庄屋忠次郎に抗議に及んだところ、忠次郎は「下賤之者共が村方へ入って飼犬を討取るとは不埒至極」と徳兵衛に縄をかけようとする。徳兵衛も負けずに反論するが、村民も悪口雑言を浴びせ、上り口に腰を掛けていた徳兵衛に手をかけて土間へ追い下したという（録『松操』）。甚右衛門と徳兵衛は、その始終顛末を詳しく書きあげ、井戸野村庄屋らを糾問のうえ、御用提灯・御用棒を返却するようお願い出るが、その結果については明らかでない、これが事件のあらましだが、差別意識を露骨に出したできごとだったといえよう。

あたかもこれを正当化するかのように、同じ年の七月、町奉行所から「近來穢多非人茶筌の類、町人百姓に紛れ、小酒屋旅館屋煮売店へ立交り、百姓町人同様の振舞、且つ盜賊と合体いたし候事もこれある趣、向後見届け不審之者早々召捕り、最寄代官所へ申出べき者なり」（『奈良史』部落史の）という触書が出ている。

時代が変わってもこうした差別はいわば当然のこととして続いていたことは疑いない。したがって明治四年（己丑）八月二十八日、太政官からいわゆる「解放令」が布告されたことは、まさに画期的なことだったといわねばならない。そこには、「穢多非人等ノ称被レ廃候条、自今身分職業共平民同様タルベキ事」（『太政官類典』）とあった。

これよりさき維新政府は、二年六月、版籍奉還と同時に藩主と上層公卿を華族とし、十二月には藩士と旧幕臣を士族と卒族に分けるとともに（五年一月）（卒族廃止）、農工商を一括して平民とした。四年七月の廃藩置県のと、八月九日には散髪・廃刀の自由を認め、二十三日には華族・士族・平民の通婚を許した。その五日後に「解放令」が出て、「穢多非人等」が平民に加えられることになったのである。したがって「解放令」は封建的身分制度を解体し、新

しい身分秩序を創出する過程の総仕上げだったといえよう。

「解放令」をめぐる奈良でどんな動きがあったかは不明だが、葛上郡の一被差別部落で「解放令」の知らせをうけて喜んでいたところ、隣村の大庄屋からの布令は五万日の日のべになったと知らされたと言われている。「解放令」がたんに紙上の法令にとどまるものであったことを物語る。政府は、平民同様の職業につくことを許したが、そのために必要な条件は全く保障しなかった。平民同様になることによって、被差別部落の生業が奪われ、いっそう貧窮化することになった。法律のうえでの差別は廃止されたが、実態上の差別は温存されることになったのである。

学 制 と 域 域 の 動 き 　しかしながら「解放令」が、長年差別に苦しんできた被差別部落の人々にとって、大きな励ましになったことは疑いない。奈良では、被差別部落の人々の手による学校設立の動きのなかにこれ

をみることが出来る。

『日新記聞』^(第五号)によると、西之阪町では「町中協議ノ上町内ニ於テ小学校取開ノ義ヲ県庁江願出」して、明治五年（一八七二）七月五日、学制発布に先立って開校式を行っている。すでに西之阪町に近い漢国町念仏寺に小学校が開校、「此処江入校セハヨモヤ沮難^{（はばんだり難くせ）}」ノ色ナカルベキニ、却テ西之阪町ハ之ヲ欲セス、自分たちの力で学校をつくることになったのである。

開校式の記事につづけて『日新記聞』は、西之阪町の学校設立は「人ノ嫌忌^{（いやが）}」ヲ顧ミ、自己ノ分ニ安ンジ、強テ他ノ齒交^{（ていこう）}（^{（同列に立）}）ヲ求メない気持から出たもので、その控え目でへりくだった態度は「学バズシテ文明開化ノ実効ヲ得タルモノ」と言うべく、被差別部落の人々が「西之阪町ノ意ニ^{（た）}妨ヒ、我身ヲ^{（う）}慎ミ、恭敬^{（うやまう）}」（^{（へりくだ）}）を旨とし、平民も「彼等ヲ疎^{（そ）}ズルハ畢竟朝旨^{（天皇の）}」ニ悖^{（む）}ル」と心得るならば、融和にいたる道も遠くないと論評を加えている。被差別部落民を社会意識としての差別意識が、なお色濃く残っていたことが読

みとれる。

翌六年（一八七三）四月、念仏寺にできた小学校が第六番小学陶化舎になったのにもない、西之阪町に生まれた学校は、八月にその支学舎西之阪小学となるが、九年四月陶化舎と第四番小学嚶鳴舎が合併して椿井小学校ができるとその分校になり、十六年九月本校との合併が実現する。十年（一八七五）当時の教場数三、教員一、生徒は男二〇、女二三を数えたという。

西之阪町について、東之阪町でも学校がつくられた。学制の発布にともない、明治七年一月十五日、北御門町の五劫院を仮校舎とする第一番小学又新舎が開校になると同時に、東之阪町光蓮寺を校舎に第七番小学精勤舎が開校になった。又新舎の支学舎ないし支校だったともいう。その設立の事情について『奈良第三尋常高等小学校沿革誌』は、東之阪町に対する差別意識によるものとしているものの、「東之阪町人民モ亦稍忌憚セシ事情アリシヲ以テ」としてるところに、東之阪町民の「自分たちの学校を」という意欲を読みとることができるのではなからうか。

翌八年（一八七五）、東之阪の第七番小学精勤舎は東之阪小学と名を改め、第一番小学又新舎を改称した北御門小学校の分校となり、十六年六月、北御門小学校の後身鼓阪小学校（明治十一年校舎を移転鼓阪小となる）に合併される。これについて『学校沿革誌』は、

其之ヲ廢セシ所以ハ、部内人民ハ年ヲ重ヌルニ從ヒ開明ノ域ニ進ミ、從來東之阪ヲ忌厭セシ情モ何時シカ除去シ、兒童ヲシテ共ニ学業ヲ受ケシムルヲ意ニ介セザルニ至ル、加之支校ヲ設クルトキハ多額ノ費用ヲ要スルノミニシテ其成績著シカラズ、故ニ允可ヲ得テ廢校スルニ至リシナリ

と説明しているが、後半の財政上の理由はともかく、それが差別意識の解消によるものであったかどうかは頗る疑わしい。さきにふれたように、その年九月、西之阪の分校も椿井小学校に合併となるが、これについて、のちに大

和同志会会長として活躍する松井庄五郎（第三章第三節4参照）の大正九年（一九二〇）の履歴書（『奈良県同和事業史資料篇』）に「（合併ハ）特設学校ノ弊風ヲ芟除（せんじょ）（去る）スルノ目的ニシテ、幼時ヨリ一般児童ト共ニ授業セシムルハ将来一般民トノ交愜（きん）ヲ厚クシ融和ノ実績ヲ挙ゲントノ微意ニ出タリ」とあるのが、むしろ真に近いとみるべきであらう。

第四節 奈良町の推移

1 堺県時代の奈良

奈良町の沈滞

明治九年（一八七六）四月十八日の布告によって奈良県は、堺県に組み入れられることになった四年余りで、奈良県の名はいったん消えたのである。奈良には同九年五月に堺県の仮出張所が第一大区会議所に置かれたが（東大寺真言院に置か、（この年、府県の統廃合が行われ、北海道開拓使と三府三十五県になる）同年六月二十一日にはもとの奈良県庁舎（旧興福寺）へ移転、八月五日から堺県奈良出張所となえるようになった。この出張所はさらに同年十二月六日に、旧興福寺金堂へ移っている（旧興福寺金堂には、明治九年七月二十日から奈良警察出張所が移ってきていたのだ。堺県奈良出張所と同居することになった）。ついでながら、同年十二月九日、そのあとに奈良区裁判所が設置された。

奈良県を合併すると、堺県は大和・河内・和泉の三国を管轄することになるので、いきおい県庁所在地の堺は管内の西北に偏することになる。そこで堺県は、これまでの県の貯蓄金を資金に県庁を河内国古市郡萱田村（現羽曳野市）に移そうと計画、同九年四月二十九日ここに県庁を新築し、県名も萱田県に改称したいと願ひ出たが、翌五月十日